

水道局 告示番 号	水道局告示名	公布年月日
水道局告示 第184号	さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示	令和4年12月23日

さいたま市水道局告示第184号

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定（平成13年さいたま市水道部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
収納取扱 金融機関 の名称	本店（本 所）の所 在 地	取扱店舗	取扱事務 の範囲	収納取扱 金融機関 の名称	本店（本 所）の所 在 地	取扱店舗	取扱事務 の範囲
[略]				[略]			
<u>株式会社</u> <u>SBI新</u> <u>生銀行</u>	[略]			<u>株式会社</u> <u>新生銀行</u>	[略]		
[略]				[略]			

附 則

この告示は、令和5年1月4日から施行する。